

第1節 国家機構（大統領への権限集中）

(1) 政 体

同国は、立憲共和国であり、国家の元首は大統領である⁶¹⁾。現行憲法は前述したとおり1945年憲法〔16章37条⁶²⁾からなる〕である。

憲法の前文では国家の統一が強調され、同国が「単一国家」であることが繰り返し述べられている⁶³⁾。前述したような、広大な国土を持つ同国の歴史の歩みと同国に抱える多様な社会、文化等がこのような前文を起草させたものと考えられる。

この国家統合をイデオロギーとして昇華させたものが以下に示す「国家5原則（パンチャシラ）」である⁶⁴⁾。

- ①唯一神への信仰 ②人道主義 ③インドネシアの統一（民族主義）
- ④全会一致の合議および代議の制度に基づく英知に導かれた民主主義の形成
- ⑤インドネシア国民全体のための社会正義の達成

このパンチャシラは、国民の間に積極的に広められており、意識面、精神面における国家統合が図られていると言われている⁶⁵⁾。

同国ではパンチャシラを表す際に、国章が一緒に用いられるようである。

国章の「ガルーダ（鷲）」は、インドネシアの古代神話に由来しており、鷲は「想像力」のシンボルで、色は金色〔金色は国家の偉大さを表している〕である⁶⁶⁾。

ガルーダの中央部には、紅白〔同国の国旗〕の色：紅白2色は古代の太陽と月への信仰を意味し「勇気（=赤）」と「潔癖（=白）」を表している⁶⁷⁾を背景にパンチャシラの5つの内容を個々にイメージするマークが示されている。

ガルーダは両翼にそれぞれ17枚の羽、8枚の尾羽、首には45枚の羽を持っている。これらの数字は、同国の独立宣言の日（1945年8月17日）を具体的に表現したものと言われている⁶⁸⁾。ガルーダが足につかんでいる旗じるしに書かれている「ビネカ・トゥンガル・イカ」は「多様性の中の統一」の意味である⁶⁹⁾。なお、パンチャシラ及びビネカ・トゥンガル・イカは、サンスクリット語からの転用語と言われている⁷⁰⁾。

図5：インドネシア国章



1945年憲法によると、「国民協議会（M P R）」が国権の最高機関であり、国家元首である大統領は国民協議会に選出されることになっている⁷¹⁾。

同国の国家機構は、この国民協議会の下に「行政権（大統領、副大統領）」「諮問権（最高諮問會議=D P A）」「立法権（国民議会=D P R）」「検査・監察権（会計検査院）」「司法権（最高裁判所）」を置くという独特の5権分立の機構⁷²⁾を有しており、その概要は図6に示すとおりである。

国民協議会の現行議員定数は1,000名で、うち500名が国民議會議員（全員）で残り500名の現行内訳は次のとおりであり、任期は5年である⁷³⁾。

- ・総選挙の政党別投票率に応じて議席を割り振られた政党代表（253名）
 - ・地方議会（州）より選出される地域代表（147名）
- 注) 地域代表は各州からあまねく選出される。各州の選出枠は4名（州人口が100万人未満の場合）から最高8名までとされている⁷⁴⁾。
- ・大統領の任命議員（100名）

国民協議会は、国民議會議員の総選挙（5年毎）後に発足し、少なくとも5年に1度会合を持ち、憲法の制定・改正、正・副大統領の選出、国策大綱（国家運営方針）の決定を行うことになっている⁷⁵⁾。

立法権、司法権、行政権については後述するので、ここでは諮問権を持つ「最高諮問會議（D P A）」と検査・監察権を持つ「会計検査院」について記すこととする。

最高諮問會議は、①大統領の諮問に答える義務を有し、②大統領に提案を行う権利を有するとされている。メンバーは国民議會議員の中から選出され、大統領から任命されることになっている。現在、1名の議長と4名の副議長及び45名のメンバーで構成されている⁷⁶⁾。現在の議長はスドモ退役海軍大将（第5次スハルト内閣の政治・国防担当調整大臣）である⁷⁷⁾。

同會議は2か月に1回定期的に会合が持たれるが、必要に応じて臨時会合も開かれるようである⁷⁸⁾。

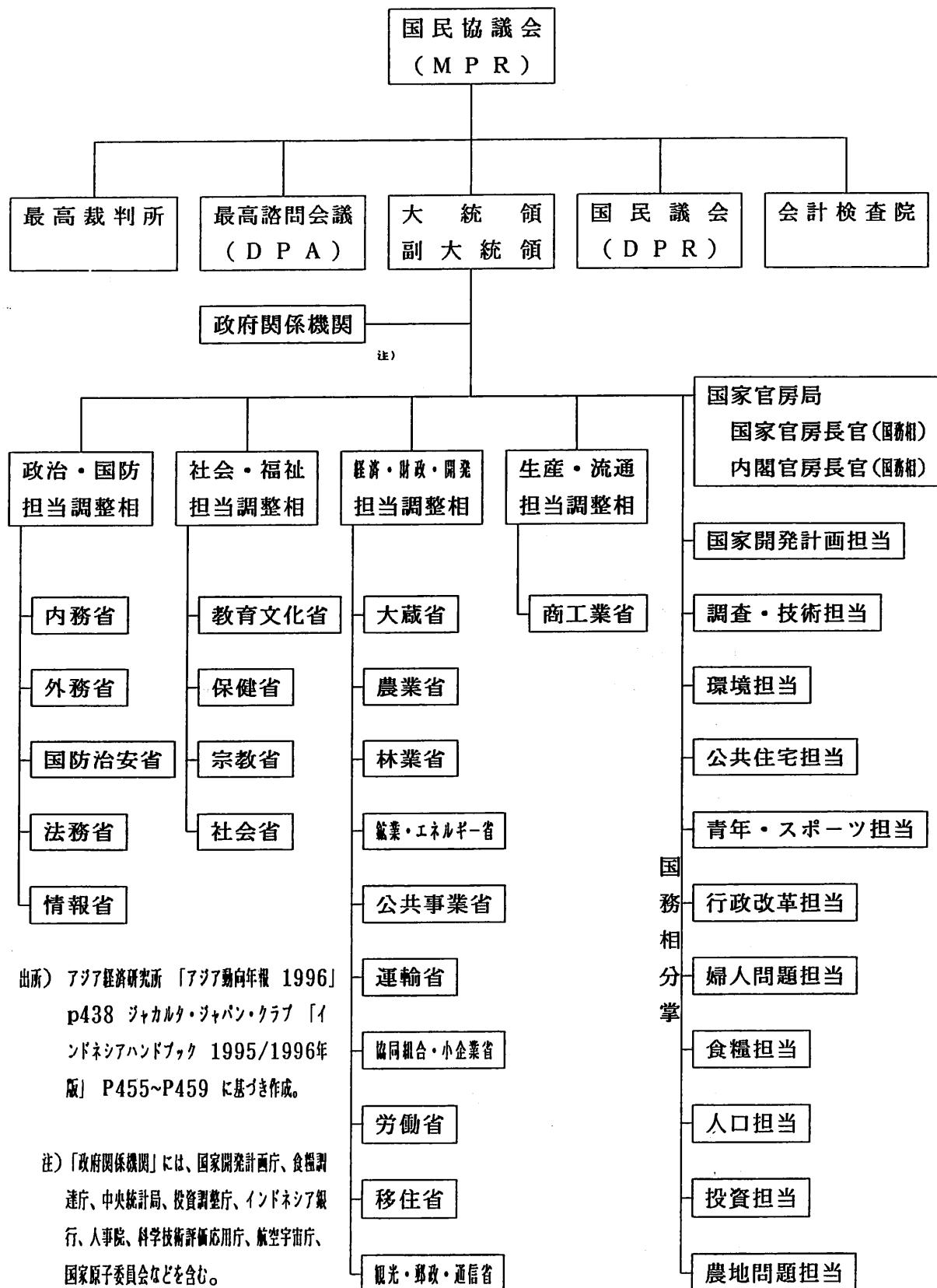
現在同會議には「政治委員会」「経済、財政・産業委員会」「国民福祉委員会」「国防・治安委員会」の4委員会が設けられている⁷⁹⁾。

会計検査院は、政府の財政会計の検査を行っており、検査の結果は政府予算の承認を行う国民議会（D P R）に提出されることになっている。

大統領は毎年8月16日（独立宣言日の前日）に国会演説を行い、前年度〔同国の会計年度：4月～3月⁸⁰⁾〕の政府の活動実績を国民議会に報告しているが、この国会演説には、政府の歳入や歳出等に関する詳細な会計報告が含まれている⁸¹⁾。

現在の総裁はスマルリン教授である⁸²⁾。

図6：国家機構図



(2) 立 法

同国における立法機関は「国民議会（D P R）」である⁸³⁾。

国民議会は一院制で⁸⁴⁾、法律の承認権と国家予算の承認権のほか、自らのイニシアチブに基づく法律の立案権⁸⁵⁾〔但し大統領は拒否権を有している⁸⁶⁾〕を有している。

また、国民議会は大統領が国民協議会の定めた国策大綱から逸脱していないかを監督し、明らかに逸脱が認められる場合には大統領への勧告と国民協議会への上申を行うことができることになっている⁸⁷⁾。

国民議會議員の現行定数は500名で、うち400名が選挙（5年に1度）で選出される議員、残り100名〔1997年の総選挙からは75名に変更される⁸⁸⁾〕が大統領から任命される議員（国軍から任命）で構成されおり、任期は5年である⁸⁹⁾。

同国では選挙区毎の政党別得票による比例代表制の形態が取られており⁹⁰⁾、現在同国で政治活動が認められているのは、国軍と次の3つの政党である⁹¹⁾。

①ゴルカル〔G O L K A R：与党 職能グループ系政党〕

②開発統一党〔P P P：野党 イスラム教系政党〕

③インドネシア民主党〔P D I：野党 非イスラム教系政党〕

国民議会の議長は国民議會議員の中から選ばれ、5名の副議長が議長を補佐することとされている⁹²⁾。現在の議長はワホノ退役陸軍中将である⁹³⁾。

なお、国民議会の議長・副議長は、国民協議会の議長・副議長を兼ねている⁹⁴⁾。

国民議会の会期は、毎年8月16日〔インドネシアの独立記念日の前日：大統領が会場で開会演説を行うのが恒例である〕から翌年の8月15日までとなっており、この会期は開会期間と休会期間に分かれている⁹⁵⁾。

議決を行う際には、①全ての党派の出席が確保されていること ②国民議會議員定数の3分の2が確保されていることの双方が必要である。なお、議決を取る手段としては、秘密投票または挙手が用いられている⁹⁶⁾。

国民議会は次の11の常任委員会から構成されており、議長・副議長を除く全ての国民議會議員はいずれかの委員会に属している⁹⁷⁾。

《常任委員会》

- ・ 第1委員会：国防・治安、外交、情報関係
- ・ 第2委員会：内政、官房関係
- ・ 第3委員会：最高裁判所ほか司法関係
- ・ 第4委員会：農業、林業、移住関係
- ・ 第5委員会：運輸、通信、観光、公共事業関係
- ・ 第6委員会：工業、鉱業、エネルギー、労働関係

- ・第7委員会：財政、商業、協同組合関係
- ・第8委員会：保健、婦人対策、家族計画関係
- ・第9委員会：教育、文化、宗教、青年・スポーツ関係
- ・第10委員会：国家開発計画、調査・技術関係
- ・第11委員会：国家予算関係

法案は政府から国民議会に提出され、審議を経て承認されるが、国民議會議員自らが法案を提出することも可能である。この場合、少なくとも国民議會議員30名以上の署名がなされた覚え書きの提出が必要となっている⁹⁸⁾。法律の制定手順は次のとおりである⁹⁹⁾。

《法律の制定手順》

- ・第1読会：本会議における政府または国民議會議員による法案説明
- ・第2読会：（上記の法案説明の後）本会議における一般討論
- ・第3読会：委員会における討論
- ・第4読会：本会議における最終討論と最終決定

なお、国民議会を通過した法案は、大統領の署名を得た段階で法律となり、大統領から与えられた権限により大臣（又は官房長官）によって官報に掲載される。この段階で法律としての効力が発生することになっている¹⁰⁰⁾。

前述したとおり国民議會議員の選挙は選挙区毎の政党別得票による比例代表制となっている。選挙区は「州」が単位となっており、選挙区の議員定数は基本的に当該選挙区に居住する住民の総数に応じて決められている¹⁰¹⁾。

しかしながら、ジャワ島の選挙区から選出される議員の総定数は、ジャワ島以外で選出される議員の総定数と均衡するように法律で定められている¹⁰²⁾。

現在、全人口の約6割をジャワ島で占めており、ジャワ島出身の議員が国民議会を支配するのを避けようとする配慮からだと言われている¹⁰³⁾。

なお、同国の選挙権、被選挙権に関する概要は次のとおりである¹⁰⁴⁾。

《選挙権》

- ・17歳以上または結婚（結婚経験者を含む）している者で、インドネシア国籍を持つ者

《被選挙権》

- ・21歳以上でインドネシア国籍を持つ者で、かつ
- ・共産党及びその他の非合法組織に属したことがない者で、かつ
- ・ゴルカル、開発統一党、インドネシア民主党のいずれかの党のメンバーになっている者

同国の政党は、前述したように「ゴルカル」「開発統一党」「インドネシア民主党」であり、これらに「国軍（任命議員）」が加わった形で、国民協議会と国民議会が基本的に構成されている。各政党の概要は次のとおりである¹⁰⁵⁾。

①ゴルカル（G O L K A R = 職能グループ）

- ・発足年月：1964年10月〔共産党勢力に対抗するため軍部主導で作られたゴルカル共同書記局が前身、翌年の9・30事件後、政府の提唱により組織を強化・発展した形で発足¹⁰⁶⁾〕

注) ゴルカルは結成以来、自らを「政党」とは呼ばず、選挙関係を規定している政治5法の中でも「政党及びゴルカル」との表現がなされているが、ゴルカルを「与党」と取り扱うのが一般的であるため、ここでは政党としてしている¹⁰⁷⁾。

- ・主要要領：パンチャシラ、45年憲法の堅持
- ・その他：主な構成団体はインドネシア公務員組織（K O R P R I）、全インドネシア労働組合（S O K S I）などである。

②開発統一党（P P P）

- ・発足年月：1973年1月〔イスラム教系の4党が統合され発足〕

注) 1971年の総選挙後、スハルト政権の行政指導により統合 インドネシア民主党（PDI）も同様¹⁰⁸⁾。

- ・主要要領：パンチャシラ、45年憲法の範囲内で社会及び個人生活へのイスラムの教えの実践
- 注) 1985年の法改正（政治5法の成立）により、政治団体は「パンチャシラ」を唯一原則に採用せざるを得ず、宗教色や民族主義色が弱められたと言われている¹⁰⁹⁾。

③インドネシア民主党（P D I）

- ・発足年月：1973年1月〔非イスラム教系の5党が統合され発足〕
- ・主要要領：パンチャシラ、45年憲法の堅持、民主主義の保持、強化
- ・その他：同党の母体は、同国の独立運動をリード、スカルノ等の逸材を生み、スカルノの失脚とともに衰退した「国民党（P N I）」である。
同党の内部問題に端を発したジャカルタ騒動時（1996年7月）の党首はメガワティ（スカルノ初代大統領の長女）であった¹¹⁰⁾。

1977年の総選挙〔議席数：360、任命議員数は除く、以下同じ〕以降、1982年〔議席数：364〕、1987年〔議席数：400〕、1992年〔議席数：400〕の各総選挙における政党別議席獲得数は次のとおりであり¹¹¹⁾、1987年と1992年の選挙結果を州別に示したものが表5である。

- ・ゴルカル [1977年：232 1982年：246 1987年：299 1992年：282]
- ・開発統一党 [1977年：99 1982年：94 1987年：61 1992年：62]
- ・インドネシア民主党 [1977年：29 1982年：24 1987年：40 1992年：56]

表5：総選挙結果（1992年6月9日実施）

(単位：投票率(%) 議席数(席))

全州1区(全27区) 北側代表制	有効 投票率	議得議席数						国民議会 議席数 1992		
		P P P			ゴルカル		P D I			
		1987	1992	1987	1992	1987	1992			
スマトラ		16	10	63	67	6	10	87		
①ア チ ェ 特 定 州	94.46	4	3	5	6	1	1	10		
②北スマトラ州	93.43	3	2	15	16	3	4	22		
③西スマトラ州	94.90	3	2	11	11	0	1	14		
④リ ア ウ 州	92.87	1	1	6	5	0	1	7		
⑤ジ ャ ン ビ 州	96.65	1	0	5	6	0	0	6		
⑥南スマトラ州	90.91	2	2	9	9	2	2	13		
⑦ベ ン ク ル ー 州	95.51	1	0	3	4	0	0	4		
⑧ラ ン ポ ン 州	90.91	1	0	9	10	0	1	11		
ジャワ		35	42	143	123	27	35	200		
⑨ジャカルタ特別特定州	93.48	3	3	8	8	4	3	14		
⑩西 ジ ャ ワ 州	90.45	8	9	44	43	9	9	61		
⑪中 ジ ャ ワ 州	87.33	10	13	40	32	8	12	57		
⑫ジョグジャカルタ特別州	88.09	1	1	5	4	1	1	6		
⑬東 ジ ャ ワ 州	88.91	13	16	46	36	5	10	62		
カリマンタン		5	5	21	21	3	4	30		
⑭西カリマンタン州	89.68	1	1	5	5	1	2	8		
⑮中カリマンタン州	98.23	1	1	5	5	0	0	6		
⑯東カリマンタン州	84.66	1	1	4	4	1	1	6		
⑰南カリマンタン州	92.35	2	2	7	7	1	1	10		
ヌサトゥンガラ		1	1	28	25	2	5	31		
⑱バ リ 州	92.58	0	0	7	6	1	2	8		
⑲西ヌサトゥンガラ州	89.00	1	1	6	5	0	1	7		
⑳東ヌサトゥンガラ州	96.28	0	0	11	11	1	1	12		
㉑東チモール州	89.01	0	0	4	3	0	1	4		
スラウェシ		3	3	33	34	1	1	38		
㉒南スラウェシ州	94.31	2	2	21	21	0	0	23		
㉓中スラウェシ州	95.96	1	1	3	3	0	0	4		
㉔北スラウェシ州	96.43	0	0	5	6	1	1	7		
㉕東南スラウェシ州	98.68	0	0	4	4	0	0	4		
マルク、イリアン・ジャヤ		1	1	11	12	1	1	14		
㉖マ ル ク 州	92.22	1	1	3	4	0	0	5		
㉗イリアン・ジャヤ州	94.78	0	0	8	8	1	1	9		
合 計	90.91	61	62	299	282	40	56	400		

出所)アジア経済研究所 「アジア動向年報 1993」 P398

(3) 司法

同国の司法権は、憲法の定めにより、最高裁判所と法律で定めるその他の司法機関がこれを行使し、裁判官の任免に関する事項は法律をもってこれを定めることとなっている¹¹²⁾。

裁判所は「普通裁判所」「宗教裁判所」「軍事裁判所」「国家行政裁判所」の4種類に分かれている¹¹³⁾。特に宗教裁判所及び軍事裁判所の存在は、同国の裁判制度の特徴の一つであるものと思われる。

普通裁判所は、「最高裁判所（1か所）」「高等裁判所（26か所）」「地方裁判所（295か所）」からなっており、民事事件、刑事事件全般を取り扱っている。最高裁判所は首都ジャカルタに設置されており、宗教裁判及び国家行政裁判の最高裁判所を兼ねている。高等裁判所は概ね各州に1か所ずつ、地方裁判所は州を構成している県または政令市に概ね1か所ずつ置かれている¹¹⁴⁾。

宗教裁判所は「最高裁判所（1か所）」「高等宗教裁判所（21か所）」「地方宗教裁判所（305か所）」からなっている。宗教裁判所はイスラム教徒の当事者を対象に、民事事件〔イスラム法・教義に基づき、結婚、相続などの審理〕を取り扱っている¹¹⁵⁾。

軍事裁判所は「最高軍事裁判所（1か所）」「高等軍事裁判所（1か所）」「地方軍事裁判所（19か所）」及び「特別軍事裁判所」〔1か所：もっぱら9・30事件の関係者の審議が行われていると言われている¹¹⁶⁾〕からなっている。軍事裁判所は国軍の構成員を対象に、刑事事件を取り扱っている¹¹⁷⁾。

国家行政裁判所は「最高裁判所（1か所）」「高等国家行政裁判所（4か所）」「地方国家行政裁判所（16か所）」からなっている。国家行政裁判所は、政府機関により法が侵害されたり、権限の濫用により財産的損害を受けた者が、政府に対して提訴する（主に課税訴訟）ような民事事件を取り扱っている¹¹⁸⁾。

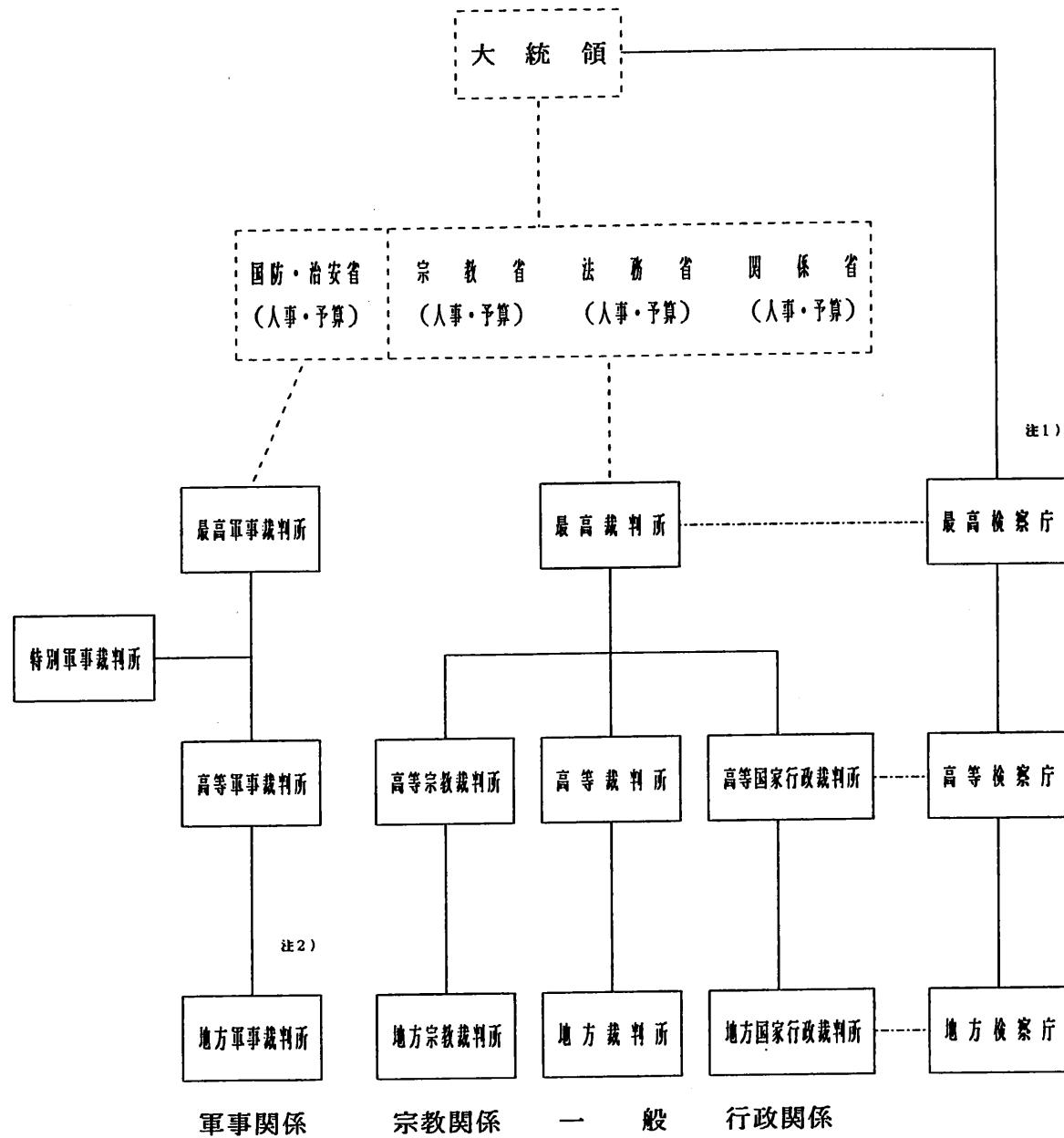
すべての裁判所は、憲法に基づき外部からの干渉を受けない独立の地位と権能を持つとされている。しかし、政府が裁判所の予算や判事の任命、異動に関する権限を持っている中で¹¹⁹⁾、実際には政府から何の制約も受けていないとは言い切れないと言われている¹²⁰⁾。

一般に、同国の法律・司法制度はアダット（慣習法）、イスラム法、ヨーロッパの法概念が入り組んでいると言われている。1980年代になってから、法律及び裁判手続きの標準化や簡素化が進んでいるが、まだ十分とは言えないようである¹²¹⁾。

なお、各級普通裁判所に対応して「最高検察庁（国レベル）」「高等検察庁（州レベル）」「地方検察庁（県・政令市レベル）」が置かれている¹²²⁾。

以上のような同国の司法体系を表したもののが図7である。

図7：司法体系図



出所) 同期書「インドネシアの事典【東南アジアを知るシリーズ】」P196~P197 日本国際問題研究所「インドネシア共和国」P37~P39

Penerbit ALDA 「BOOK OF ADDRESSES OF STATE FUNCTIONARIES OF THE REPUBLIC OF INDONESIA 1995」 P370 に基づき作成。

注1) 最高検察庁は図6で示した「政府機関(大統領直属機関)」である。注2) 軍事裁判所は「陸軍裁判所」「空軍裁判所」「海軍裁判所」「警察裁判所」からなっている。

(4) 行政

同国における行政権は憲法の定めにより大統領が行使することになっており、大統領は副大統領（1名）の補佐を受けるとされている¹²³⁾。大統領は、前述したように国民協議会において選出され、任期は5年である。再選に関する制限はなく、初代大統領スカルノは23年間その職にあり、現行の大統領スハルト（第2代）も約30年にわたって政権の座を担い続けている¹²⁴⁾。

行政のほか、司法、立法においても大統領の実質的な権限は強大なものであり、また後述するように同国の政治・経済・社会などあらゆる面で影響力を持つ「国軍」の最高指揮権を有している。同国の政治体制における最大の特徴は、大統領への強大な権限の集中と言える。

大統領の主な権限は次のとおりである¹²⁵⁾。

《大統領権限》

- ・国民議会（DPR）の同意を得て法律を制定すること
- ・法律の執行のため必要に応じて政令を制定すること
- ・陸、海、空の3軍の最高指揮権を持つこと
- ・国民議会（DPR）の同意に基づき、外国に対し宣戦の布告、講和及び条約を締結すること
- ・緊急事態の宣言を行うこと
- ・国務大臣の任命と解任を行うこと

なお、大統領は「生来のインドネシア人」でなければならず（憲法第6条）、たとえインドネシア生まれのインドネシア国籍保持者であっても、例えば華人のような場合には大統領に選ばれる資格はないとされている¹²⁶⁾。

大統領の補佐機関が内閣である¹²⁷⁾。図6で示したように、国権の最高機関は国民協議会（MPR）であるが、国民協議会により全権を委任された大統領が国民議会（DPR）と協力し、内閣の補佐を受けながら「国策大綱」に従って施策を行うとされている¹²⁸⁾。現行内閣は1993年3月17日に発足した「第6次スハルト内閣」である¹²⁹⁾。第6次スハルト内閣は、正・副大統領の他、37名の大臣〔調整大臣：4名、所管の省を持つ各省大臣：20名、無任所国務大臣：13名〕で構成されており¹³⁰⁾、これらの閣僚名簿は表6のとおりである。

前述したように、国民協議会及び国民議会において「国軍」は大きな勢力を持っており、從来から国軍出身者の多くが閣僚に輩出してきた。現行閣僚37名のうち国軍出身（退役軍人を含む）は9名と言われている¹³¹⁾。同国の場合、内閣の構成員の一定比率は国民議會議員で占めなければならないという定めはないようである¹³²⁾。

なお、①国軍総司令官、②検事総長、③インドネシア銀行（中央銀行）総裁は閣僚と同等クラスの政府高官とされている¹³³⁾。

表6：閣僚名簿（第6次スハルト内閣）

(1995年12月末現在)

役職	氏名	生年	前職
大統領 副大統領	スハルト ^{注1)} トリ・ストゥリスノ ^{注1)}	1921 1935	(留任) 国軍司令官
[調整相] 政治・治安担当 経済・財政・開発担当 生産・流通担当 社会・福祉担当	スシロ・スダルマン ^{注1)} サレー・アフィフ ハルタルト アズワル・アナス ^{注1)}	1928 1930 1932 1931	観光・郵政・通信相 国家開発国務相 工業相 運輸相
内外務相 国防・治安相 法務相 情報相 大蔵相 農林業相 商工業相 ^{注2)} 鉱業・エネルギー相 公運共事業相 運輸相 銀光・郵政・通信相 労働相 移住相 教育・文化相 保健相 宗教相 会相	ヨギー・スアルティ・メメット ^{注1)} アリ・アラタス エディ・スドラジャット ^{注1)} オエトジョ・オエスマン ハルモコ マリエ・ムハマッド スピアクト・ティジャクラウエルダヤ スジャリフティン・バハルスジャフ ドゥジャマオエディン・ソエリヨハディエコエモ ツウンキー・アリウイボオ イダ・バグース・スジャナア ^{注1)} ラディナル・モクター ハルヤント・ドハニュティルト ジョープ・アヴィ アブドゥル・ラティエフ シスウォノ・ユドフソド ワルディマン・ドゥジョジョネゴロ スジュディ タルミジィ・タヘル ^{注1)} インテン・ソエウェノ	1929 1932 1938 1935 1939 1939 1944 1936 1934 1933 1937 1930 1939 1934 1940 1943 1934 1930 1936 1944	西ジャワ州知事 (留任) 国軍司令官 パンチャシラ教宣庁長官 (留任) 大蔵省税務局長 協同組合・小企業省開発局長 副農業相 森林開発局長 副工業相 国防・治安省次官 (留任) 技術評価応用庁副長官 観光省観光局長 ビジネスマン 公共住宅担当国務相 技術評価応用庁副長官 インドネシア大学学長 宗教省次官 ゴルカル党人
[国務相] 国家官房長官 内閣官房長官 国家開発計画担当 国家調査・技術担当 人口担当 環境担当 公共住宅担当 青年・スポーツ担当 行政改革担当 婦人問題担当 農地問題担当 投資担当 食糧担当	モエルディオノ ^{注1)} サアディラフ・ムルスジッド ギナンジャル・カルタサスミタ ^{注1)} B. J. ハビビエ ハルヨノ・スヨノ サルワニ・クスマアッタマジャ アクバル・タンジュン ハヨノ・イスマン T. B. シララヒ ^{注1)} ミエン・スガンドウヒイ ソニー・ハルソノ サンヨート・サストロワルドヨ イブラヒム・ハサン	1934 1937 1941 1936 1938 1943 1945 1955 1938 1934 1930 1936 1935	(留任) (留任) 鉱業・エネルギー相 (留任) 家族計画調整庁長官 行政改革担当国務相 青年・スポーツ担当国務相 ビジネスマン 第5陸軍区参謀長 ファッショングデザイナー 国土府長官 投資調整庁副長官 食糧調達庁副長官

出所) アジア経済研究所「アジア動向年報 1996」P439 ジャカルタ・ジャパン・クラブ「インドネシアハンドブック 1995/1996年版」P469~P474 インドネシア情報省「INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK」P61~P62に基づき作成。
 注1) 国軍出身者 注2) 1995年12月6日付けの商業省と工業省の合併に伴い改称

(5) 国 軍

同国の国家機構を論ずるに当たり、欠かすことのできない存在に「国軍」がある。

現スハルト体制下で国軍は、単に国防・治安という本来の業務だけでなく、政治・経済・社会の全般にわたって人材を配置し、文字どおり政権の中枢となっている¹³⁴⁾。

国軍は、陸・海・空の3軍及び警察からなり、総称アブリ〔A B R I : 軍〕と呼ばれている¹³⁵⁾。総兵力は約45万人〔1994年—陸軍：214,844人、海軍：40,225人、空軍：19,772人、警察：170,693人〕で¹³⁶⁾、1993年における軍事予算総額は約20.6億ドル（＝約4兆3,470億ルピア）、国家予算に占める割合は約6.7%、GDPに占める割合は約1.4%となっている¹³⁷⁾。

ともすれば軍事国家と言われがちな同国であるが、総人口に占める総兵力やGDPに占める軍事予算総額の割合を近隣諸国や我が国と比較¹³⁸⁾してみると、その割合は決して大きなものではないことがわかる。

同国の兵役制度は憲法の規定（30条）により、警察を除き国民皆兵が原則となっている。しかし、実際には志願制によって所定の要員が確保されてきており、選抜徴兵制（兵役期間は2年間）の形が取られている¹³⁹⁾。

国軍の最高指揮権は前述したとおり大統領にある。国防・治安のうち、軍政については国防・治安大臣〔国防治安力の育成、国家の人的・物的資源の活用を図り、国防治安行政に関し大統領を補佐する〕、軍令については国軍総司令官〔作戦指揮に関し大統領を補佐する。大統領の国軍に対する指揮権の行使は国軍総司令官を通じて行われる〕が直接責任者である¹⁴⁰⁾。

冒頭に述べた国軍の性格は「国軍の二重構造」と呼ばれている¹⁴¹⁾。国軍は治安防衛面のみならず、あらゆる方面に参加し、国家の独立と開発に貢献すべきであるという理念の下、9・30事件以後、政界、経済界に対する進出が著しく、大量の軍人（退役軍人を含む）が中央、地方の行政官庁、国営企業等の要職を占めている¹⁴²⁾。

国軍の二重構造については、国軍外部から様々な議論が出ているようであるが、1982年の「国防基本法」において、国軍の政治的役割に対して初めて公式の承認が与えられた他、さらに1988年の法律改定では『国軍は国防・治安勢力と社会勢力の二重機能を担うこと』が明確に定められ、一層定着しつつあるようである¹⁴³⁾。

同国は、軍人が憲法や国会を無視し力ずくで国民を押さえ込む圧政を敷くような軍事国家ではないが、国政や地方政治に対する国軍の影響力が極めて大きいことは否定できない事実と言われている¹⁴⁴⁾。しかしながら、1997年の総選挙における国民議会の任命議員定数の削減（P 18 参照）に見られるように、従来国軍の権限下にあったものを文民へと移管していく動きが徐々にではあるが進みつつあるようである¹⁴⁵⁾。

第2節 中央政府とその地方統治システム

(1) 地方行政区と自治地域

同国では、基本的に「地方行政の基本に関する法律（1974年法律第5号）」及び「村落行政法（1979年法律第5号）」の規定により、地方における行政実施のための区域として「地方行政区（Wilayah Administratif）」を設けている¹⁴⁶⁾。

国土は全て地方行政区である「州（Propinsi）」と「首都（Ibukota Negara）」に区分されている。現在（1996年4月、以下同じ）、州の数は26、首都の数は1である。

州は「県（Kebupaten）」と「政令市（Kotamadya）」からなっており、現在、県の数は243、政令市の数は57である。首都には県及び政令市がなく、これらと同格とされる5つの「行政区（Kotamadya Administratif）」からなっている。

県と政令市は通常「郡（Kecamatan）」からなっているが、県の成長と発展により必要があると認められる場合には、県の区域内に政令の定めにより「行政町（Kota Administratif）」を置くことができるとされている。なお、行政町は郡より上位の地方行政区と位置づけられており、行政町はさらに郡で構成されていることになる。現在、郡の数は3,903、行政町の数は33である。

郡は「村」〔農村部：Desa、都市部：Kelurahan〕からなっており、現在、農村部の村の数は58,848、都市部の村の数は5,556である¹⁴⁷⁾。

これらの地方行政区の構造を示したのが図8である。

地方行政区の長の名称は、州・首都が「州知事（Gubernur）」、以上記区分に従い「県知事（Bupati）」、「市長（Walikotamadya）」、「（首都）区長（Walikota）」、「町長（Walikota）」、「郡長（Camat）」、「村長〔農村部：Kepala Desa 都市部：Kepala Kelurahan〕」と呼ばれている¹⁴⁸⁾。なお、一般の州の州知事は、内務大臣を通して大統領に責任を負っているが、首都（ジャカルタ）の州知事は直接大統領に責任を負うことになっている¹⁴⁹⁾。

なお、この地方行政基本法は上記の地方行政区を定めると同時に、「自治地域（Daerah Otonom）」を設け、「第1レベルの地域（Daerah Tingkat I）」と「第2レベルの地域（Daerah Tingkat II）」とに区分している〔第3条〕。これらの地域は、法律の定めに従い、各自の内政（rumah tangga）を定め処理する権利と義務を持つとされ〔第7条〕、自治（Otonomi Daerah）の重点は第2レベルの地域に置くものとされている〔第11条〕。

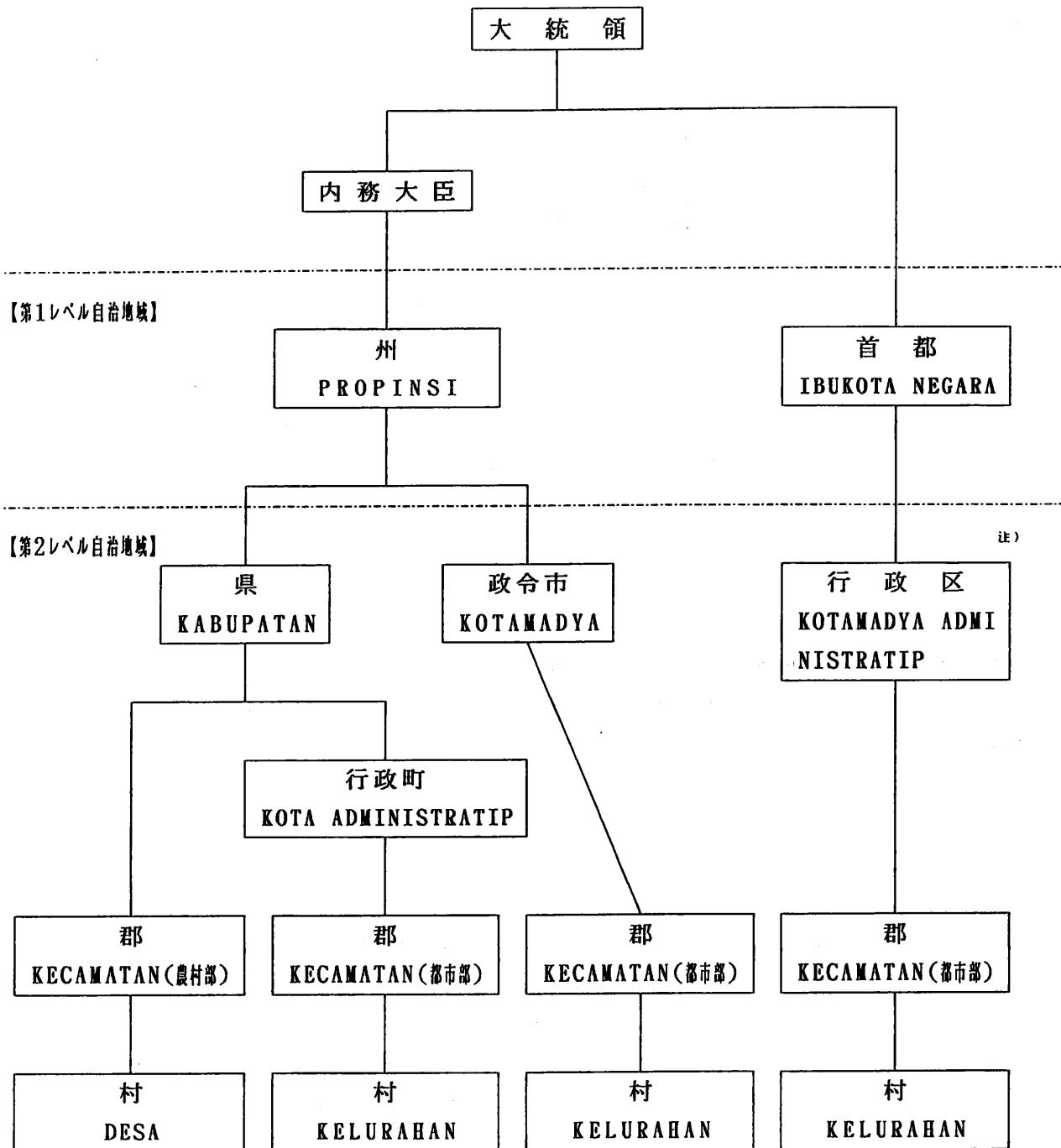
自治地域には、「地域の首長（Kepala Daerah）」と「地域住民代表会議（Dewan Perwakilan Rakyat Daerah）いわゆる地方議会」からなる「地域の政府（Pemerintah Daerah）」が置かれることとされている〔第13条〕¹⁵⁰⁾。

第1レベルの自治地域と「州」の名称・境界、第2レベルの自治地域と「県」「政令市」の名称・境界はそれぞれ同一のものである〔第74条〕。また、第1レベルの自治

地域の長は州知事を兼ね、第2レベルの自治地域の長は県知事、市長を兼ねることになっている〔第74条〕¹⁵¹⁾。

このように州・県・政令市の区分は、自治地域としての性格と地方行政区としての双方の性格を有している。このうち自治地域〔第1レベル（州）、第2レベル（県・政令市）〕については、いわゆる地方議会を有するなど、日本の地方自治体に近い性格を有しているものと考えられるので、これを普通の意味で地方自治体と呼ぶことができると考えられる。これに対し、地方行政区としての性格及び自治地域としての性格の両方を持つ意味で州・県・政令市をとらえる場合には、広い意味での地方自治体と呼んだほうが良いよう思う。また、これら州・県・政令市に加え、地方行政区である行政区、行政町、郡、村を含めた場合には「地方における行政政府」と言う言葉を使いたいと思う。

図8：地方行政区の構造



出所) 地方自治協会(森田朗) 「アジア諸国地方制度 インドネシアの地方行政制度」 P243 地方自治協会(アルトン・スマルトー) 「アジア諸国地方制度(I) カントリーレポート」 P161~P162 東京都議会議会局 「インドネシアの地方行政と自治制度」

P7~P14 自治総合センター 「アジア太平洋諸国地方行政の比較研究(エロバ地方行政センター)」 P98~P99 P104

~P106 に基づき作成。

注) 首都を構成している「行政区」は、県や政令市と同格ではあるが、第2レベルの自治地域ではない。

(2) 行政組織と公務員制度

①行政組織

図6 (P 17 参照) に示した同国の中政府機関は、大別して各省大臣が所管する「省」と省以外の「政府関係機関」からなっている。

各省大臣が所管する省は現在 20 ある。これらの省（国防・治安省を除く）の組織構成については、1984年大統領令第15号により詳細な規定があり、大臣を筆頭に「大臣官房」「監察局」「各種局」「付属機関」〔庁及び所(BADAN)センター(PUSAT)〕「専門スタッフ(最大6名)」「地方出先機関」からなるほぼ共通の組織編成となっている。また、これらの内部組織の構成もほぼ共通している¹⁵²⁾。

《主な内部組織の構成》

- ・大臣官房：官房長～部(BIRO)～課(BAGIAN)～係(SUB-BAGIAN)
- ・監察局：監察局長～監察局秘書室(SEKRETARIS INSPECTORAT JENDERAL)～監察官(INSPECTUR)～課(IRBAN BIDANG)～係(PEMERIKSA)
- ・各種局：局長～局秘書室(SEKRETARIS JENDERAL)～部(DIREKTORAT)～課(SUB-DIREKTORAT)～係(SEKSI)

なお、各省の内部組織を示すと表7のとおりである。

省以外の政府関係機関には、大臣と同等クラスの政府高官を長とする政府関係機関や國務大臣を長とする政府関係機関も含まれている¹⁵³⁾。政府関係機関の主なものは以下のとおりである。

《主な大統領直属の政府関係機関》 ※ ☆は大臣相当の政府高官、★は國務大臣が長である組織

- ☆インドネシア銀行 ☆最高検察庁 ☆国軍総司令官 ・国土庁(BPN)
- ・人事院(BAKN) ・行政管理庁(LAN) ・中央統計局(BPS)
- ・インドネシア科学技術院(LIPI) ・国家原子力委員会(BATAN)
- ・パンチャシラ指導委員会(BP-7) ・財政開発監督庁(BPKP)
- ・国家防衛治安審議会(Wan hankamnas) ・国立暗号院(LSN)
- ・航空宇宙庁(LAPAN) ・国土地理院(Bakosurtanal)
- ・科学技術研究センター(Puspiptek) ★投資調整庁(BKPM)
- ・国家航空宇宙審議会(Depanri) ・気象、地理物理庁(BMG)
- ・国立公文書館(ANRI) ・国立図書館 ・環境管理庁(Bapedal)
- ★科学技術評価応用庁(BPPT) ★国家開発計画庁(BAPPENAS)
- ★国家家族計画調整委員会(BKKBN) ・新聞世論庁(LPPU)
- ★食糧調達庁(BULOG) ・工業教育訓練センター(BPLI)
- ・映画検閲委員会(BSF) ・農業指導管理委員会(BPBimbas)
- ・輸出振興庁(BPEN) ・輸出品促進庁(BAPEBTI) ・通信協議会
- ・資本市場管理庁(BAPEPAM) ・教育、文化開発調査委員会

出所) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 「インドネシアハンドブック 1995/1996年度」 P460~463

表7：中央省庁の組織（除く国防・治安省）

No.	省庁名	組織名（大臣官房、監察局、庁等の付属機関は除く）
1	内務省	①一般行政・地方自治局 ②社会・政治局 ③地方開発局 ④農村部社会開発局
2	外務省	①政治局 ②対外経済関係局 ③対外社会文化・広報局 ④儀典・領事局 ⑤ASEAN国家書記局
3	法務省	①法務・立法局 ②一般司法・国家行政指導局 ③刑務局 ④出入国管理局 ⑤著作権・特許・商標局
4	情報省	①一般情報局 ②新聞・グラビア指導局 ③ラジオ・テレビ・映画局
5	教育文化省	①初等・中等教育局 ②高等教育局 ③学校外・青年・スポーツ局 ④文化局
6	保健省	①国民保健局 ②医療サービス局 ③伝染病撲滅・住宅環境保健局 ④薬物・食品監視局
7	宗教省	①イスラム教徒指導・聖地巡礼局 ②イスラム教制度育成局 ③プロテスチント教徒（キリスト教徒）指導局 ④カトリック教徒指導局 ⑤ヒンズー・仏教徒指導局
8	社会省	①社会福祉開発局 ②社会更生局 ③社会援護局
9	大蔵省	①主計局 ②主税局 ③関税局 ④国営企業指導局 ⑤財政制度局
10	農業省	①農園局 ②畜産局 ③漁業局 ④食糧作物農業局
11	林業省	①森林經營局 ②再植林・土壤復旧局 ③森林保全・自然保護局 ④投資・森林利用局
12	鉱業・エネルギー省	①一般鉱業局 ②石油・天然ガス局 ③地質・鉱物資源局 ④電気・エネルギー開発局
13	公共事業省	①水源開発局 ②道路局 ③建設局
14	運輸省	①陸上運輸局 ②海上運輸局 ③航空運輸局
15	協同組合・小企業省	①地方協同組合開発局 ②都市部協同組合開発局 ③小企業開発局
16	労働省	①労働力育成・配置局 ②労使関係・労働基準監督局 ③訓練開発・生産性局
17	移住省	①公共住宅・環境局 ②招集・指導局
18	観光・郵政・通信省	①観光局 ②郵政・通信局
19	商工業省 <small>(注)</small>	①農産物製造局 ②各種工業局 ③化学工業局 ④基礎金属・機械・電子工業局 ⑤国内商業局 ⑥国際貿易局

出所) アジア経済研究所「ASEAN諸国の官僚制」P20~P22 BADAN PENERBIT ALDA 「BOOK OF ADDRESSES OF STATE FUNCTIONARIES OF THE REPUBLIC OF INDONESIA 1995」 MITRA INFO JAKARTA 「 DIRECTORY OF THE R. I. GOVERNMENT 1996」に基づき作成。

注)商工業省の組織は、合併前の商業省と工業省の組織をそのまま掲載してある。

②公務員制度

同国の公務員制度は、1974年制定の「公務員制度の基本についての法律」（法律第8号）に基づいて定められている¹⁵⁴⁾。

同国の公務員には「文官」と「武官」があり、このうち文官については「中央政府文官（Pegawai Negeri Sipil Pusat）」「地方政府文官（Pegawai Negeri Sipil Daerah）」「その他政令で定める文官」の3種類に区分されている¹⁵⁵⁾。同国の公務員数は、図9に示すとおり1980年代前半に大きく増加しており、現在（1994年）約400万人となっている。

図9のうち「地方派遣中央政府職員」は、中央政府省庁雇用の形をとりながら州や県などに勤務する中央政府文官、「地方雇用中央政府職員」は州や県などが雇用している中央政府文官である。「地方政府雇用職員」は地方雇用中央政府職員以外の者で、州や県などが直接雇用している文官（地方政府文官）である¹⁵⁶⁾。なお、「地方政府文官」も法律上の身分は内務省雇用の「国家公務員」とされている¹⁵⁷⁾。これは、先にも述べたように州や県など地方における行政政府が地方における国行政実施のための機関でもあるということと関係しているように思われる。

公務員の大部分（約88%）は中央政府文官であり、地方政府文官は約12%を占めるに過ぎない。また、1980年代前半に増加した公務員数の9割以上が中央政府文官であり、地方政府文官の数は大きく伸びてはいない。この結果、文官公務員数全体に占める地方政府文官数の割合は低下〔1980年：約21.2%、1994年：約12.5%〕している。

学歴別公務員数を示したのが表8である。1980年と比べて今日では、小学校卒や中学校卒の占める割合が低下し、高校卒以上の学歴を持った公務員の割合が増加してきている。また、表8には詳細を示さなかつたが、女性公務員の割合も増加しており¹⁵⁸⁾、1994年の時点で女性公務員は約35%を占めている。同国の教育レベルの向上等が、公務員の高学歴化や女性公務員割合の増加につながっているものと考えられる。公務員の等級は4等級（I～IV等級）に分かれており、各等級は4～5つの号からなっている。等級と号は、基本的に「学歴」と「勤務評定」に基づいて決定されると言われている¹⁵⁹⁾。等級別の公務員数等を示したのが表9である。表中の「昇給限度」は学歴のみに基づくもので、実際の昇給に当たっては勤務評定も加味されることになっているようである¹⁶⁰⁾。

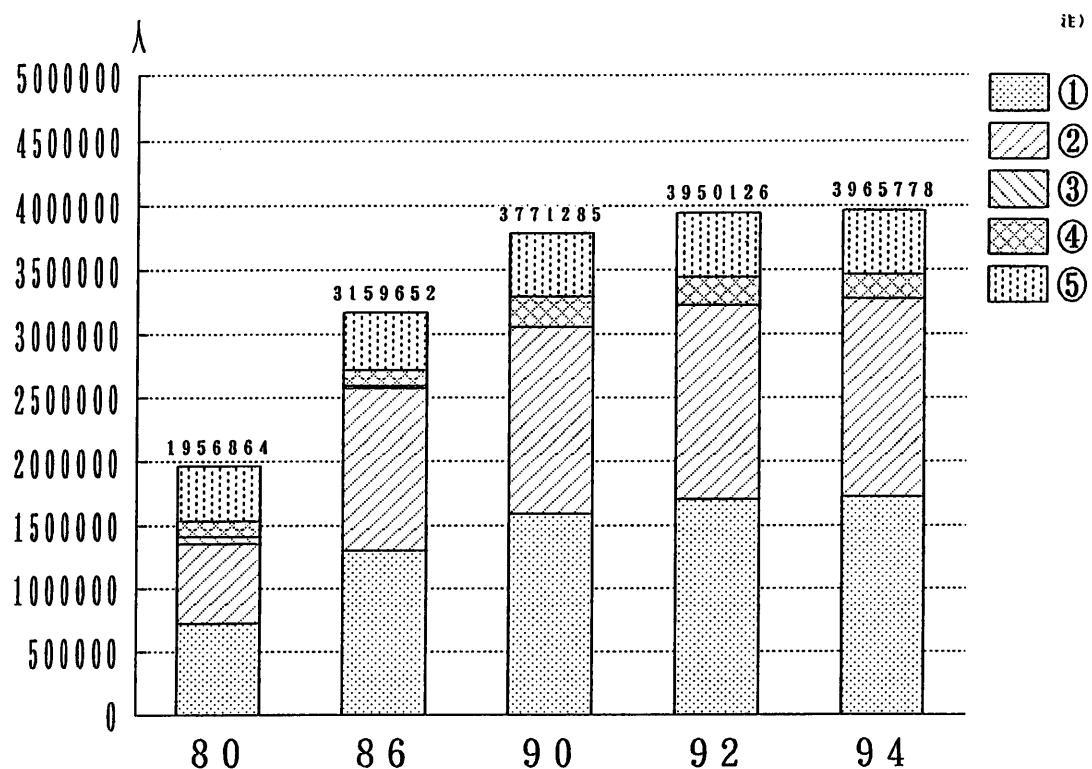
省庁別の公務員数等については、全国レベルの統計が公表されていないのか詳細が不明である。しかしながら、当事務所が入手した東カリマンタン州発行の統計書（1994年）の中に「中央省庁の地方出先機関に勤務する中央政府文官数（省庁等別）」等を見い出だせたので表10に示す。P60の表17に示すように1994年における同州の公務員数は約58,000人であるから、州、県などに勤務する公務員約30,000

人と中央省庁の地方出先機関に勤務する公務員約 19,000 人の合計数 49,000 人との差は約 9,000 人となる。この差は、郡や村に勤務する公務員や、裁判所の職員、一定の政府関係機関の職員などからなっているとも予想されるが、資料が入手できずその実態は明らかでない。

なお、公務員の給与は「基本給」と「各種手当」からなっており、基本給は等級と号に基づく「俸給表」に従って支給される¹⁶¹⁾。各種手当には「家族手当」「役職手当」のような現金支給以外に、米やガソリン等の現物支給もあるようである¹⁶²⁾。公務員給与の水準は概して低い水準にあると言われている¹⁶³⁾。

「武官」については、P 26 で示した総員数しか公表されていないようであり、詳細は不明である。

図9：公務員の種類と数



注) ①は「中央政府省庁職員」、②は「地方派遣中央政府職員」、③は「国有企业休職員」、④は「地方雇用中央政府職員」、⑤は「地方政府雇用職員」を示す。

(単位:人 ()内はパーセンテージ)

年	中央政府省庁職員	地方派遣中央政府職員	国有企业休職員	地方雇用中央政府職員	地方政府雇用職員	計
80	727,919 (37.19)	622,071 (31.79)	62,913 (3.22)	129,624 (6.62)	414,337 (21.18)	1,956,864 (100.00)
86	1,290,239 (40.83)	1,284,380 (40.65)	9,874 (0.31)	143,619 (4.55)	431,540 (13.66)	3,159,652 (100.00)
90	1,596,809 (42.34)	1,460,854 (38.73)	7,118 (0.19)	226,319 (6.00)	480,185 (12.74)	3,771,285 (100.00)
92	1,697,916 (42.98)	1,516,506 (38.39)	7,067 (0.18)	232,412 (5.88)	496,225 (12.57)	3,950,126 (100.00)
94	1,714,176 (43.22)	1,555,717 (39.23)	0 (0.00)	201,702 (5.09)	494,183 (12.46)	3,965,778 (100.00)

出所) アジア経済研究所 「ASEAN諸国の官僚制」 P38 インドネシア中央情報局 「Statistical Yearbook 1990」 P64
「同 1992」 P74 「同 1994」 P76

表8：学歴別公務員数（1994年）

No.	学歴	公務員数(人)	割合(%)	備考 ^{注2)}
1	Sampai Degan SD (小学校卒)	447,776	11.29%	27.81%
2	SMTA Umum (一般中学校卒)	189,117	8.61%	17.84%
3	SMTA Kejuruan (職業中学校卒)	152,447		
4	SMTA Umum (一般高校卒)	497,500	61.42%	44.81%
5	SMTA Kejuruan (職業高校卒)	1,938,169		
6	Diploma I (大学前期課程卒I)	2,183		
7	Akta I ^{注1)} (第I種証書取得者)	29,650		
8	Diploma II (大学前期課程卒II)	3,997		
9	Akta II ^{注1)} (第II種証書取得者)	29,627	4.28%	
10	Diploma III (大学前期課程卒III)	12,600		
11	Akta III ^{注1)} (第III種証書取得者)	38,663		9.54%
12	Akademi (短期大学卒)	53,176		
13	Sarjana Muda (大学後期課程卒)	227,438	5.74%	
14	Tingkat Sarjana (大学院卒)	343,132	8.66%	
15	Doktor (博士号取得)	303		
合計		3,965,778	100.00%	100.00%

出所) アジア経済研究所「ASEAN諸国の官僚制」P40

インドネシア中央統計局「Statistical Yearbook 1994」P77

注1) 第I~III種証書取得者については、大学前期課程卒と同程度と考えられる。注2) 備考の数値は1980年のもの。

表9：等級及び等級別公務員数（1994年）

No.	職級名	等級	号	公務員数(人)	等級割合(%)	昇給限度 ^{注2)}
1	Juru Muda	I	A	118,476		
2	Juru Muda Tingkat I	I	B	155,808	13.10%	
3	Juru	I	C	117,353	(33.21%)	小学校卒
4	Juru Tingkat I	I	D	127,735	^{注1)}	
5	Pengatur Muda	II	A	886,980		
6	Pengatur Muda Tingkat I	II	B	575,786	65.01%	中学校卒
7	Pengatur	II	C	628,555	(57.29%)	
8	Pengatur Tingat I	II	D	487,001		職業中学校卒
9	Penata Muda	III	A	467,488		高校卒又は同等
10	Penata Muda Tingat I	III	B	194,221	20.85%	大学前期課程又は同等
11	Penata	III	C	117,720	(6.50%)	短大卒又は同等
12	Penata Tingat I	III	D	47,257		大学後期課程又は同等
13	Pembina	IV	A	27,181		大学院修了又は同等
14	Pembina Tingat I	IV	B	6,932		博士号取得又は同等
15	Pembina Utama Muda	IV	C	3,943	1.01%	
16	Pembina Utama Madya	IV	D	1,559	(0.51%)	
17	Pembina Utama	IV	E	605		
18	その他(等級等なし)	-	-	1,178	0.03% (2.49%)	
合計				3,965,778	100.00%	-

出所) アジア経済研究所「ASEAN諸国の官僚制」P26~P31 インドネシア中央統計局「Statistical Yearbook 1994」P77に基づき作成。

注1) ()内の数値は1980年のもの。

注2) 昇給限度は「学歴」に基づいた場合のもので、実際の昇給に際しては、勤務評定に基づく「特別昇給」等も加味されることがある。(ASEAN諸国の官僚制:P26~P31より)

表10：東カリマンタン州における公務員の内訳

(1) 州、県等に勤務する公務員の内訳

(単位:人)

等級	地方派遣中央政府職員	地方雇用中央政府職員	地方政府雇用職員	計
I 等級	2,193	122	1,433	3,748
II 等級	16,230	727	4,082	21,039
III 等級	2,713	404	1,824	4,941
IV 等級	45	17	67	129
計	21,181	1,270	7,406	29,857

注) 公務員の区分及び等級についてはP32参照。

(2) 中央政府地方出先機関に勤務する省庁等別公務員の内訳

(単位:人)

省庁等名	I 等級	II 等級	III 等級	IV 等級	計
宗	28	558	546	24	1,156
教	33	236	147	9	425
勞	29	248	171	7	455
移	144	438	146	7	735
運	46	213	193	33	465
内	43	484	257	5	789
情	20	329	121	5	475
社	6	85	72	6	169
工	18	106	81	7	212
商	4	319	256	7	586
農	48	349	129	13	539
林	47	676	404	42	1,169
保	47	676	404	42	1,169
協	12	124	106	5	247
同	62	397	175	20	654
組	75	435	236	26	772
合	326	4,809	2,605	138	7,878
・	16	62	96	13	187
企	21	210	50	3	284
業	2	13	16	2	33
・	2	42	20	1	65
電	63	844	458	27	1,392
省庁以外					
計	1,045	10,977	6,285	400	18,707

出所) インドネシア中央統計局カリマンタン事務所 「KALIMANTAN TIMUR DALAM ANGKA 1994」 P98 P102

注) 工業省と商業省は1995年に合併。

(3) 財政制度

1993 年度の中央政府決算によると、表 11 に示すとおり、同国の歳入決算総額は 62 兆 6,520 億ルピア、歳出決算総額は 64 兆 4,600 億ルピアとなっている。

一方、同年度における州、県・政令市の歳入決算総額は 16 兆 6,140 億ルピア [州 : 8 兆 3,990 億ルピア、県・政令市 : 8 兆 2,150 億ルピア] 、歳出決算総額は 15 兆 7,280 億ルピア [州 : 7 兆 8,120 億ルピア、県・政令市 : 7 兆 9,160 億ルピア] であるから、州、県・政令市の財政に比べ国家財政の規模は極めて大きいことがわかる。

表 11：中央政府と地方における行政政府の財政規模（歳入金額）の推移

[単位: 10 億ルピア () 内はパーセンテージ]

	1985 年度	1991 年度	1992 年度	1993 年度
中央政府	19,253 (82.85%)	51,994 (81.71%)	58,168 (80.75%)	62,652 (79.04%)
州	2,674 (11.51%)	6,407 (10.07%)	7,279 (10.10%)	8,399 (10.60%)
県・政令市	1,312 (5.64%)	5,228 (8.22%)	6,591 (9.15%)	8,215 (10.36%)
計	23,239 (100.0%)	63,629 (100.0%)	72,038 (100.0%)	79,266 (100.0%)

出所 インドネシア中央統計局 「Statistical Yearbook of Indonesia 1994」 P442 「Financial Statistics of The First Level Local Government 1990/1991-1993/1994」 P7 「Financial Statistics of The Second Level Local Government 1992/1993-1993/1994」 P3 XVII 地方自治協会(森田 朗)「アジア諸国の方制度－インドネシアの地方行財政制度」P259 に基づき作成。

中央政府歳入は、表 12 にみるように「経常歳入」と「開発歳入（外国からの援助）」からなっており、経常歳入がその大部分 [1993 年度 : 約 83%] を占めている。

経常歳入は「石油・ガス歳入」と「石油・ガス以外の歳入」に分かれている。

石油・ガス歳入は、主に「石油・ガス会社税〔税率 : 35% または 45%〕¹⁶⁴⁾」からなっているようであるが、1990 年以降、国家歳入全体に占める割合は年々減少している。これは、同国における石油生産・輸出量の伸び悩み¹⁶⁵⁾と国際価格が低迷している¹⁶⁶⁾一方で、前述したような同国の順調な経済成長等に伴い国家歳入全体 (=石油・ガス以外の歳入) が伸びてきていることに起因するものと考えられる。

同国の石油価格が最高値を記録したとされる 1980 年度 [1981 年 1 月] における石油・ガス歳入の国家歳入全体に占める割合は約 70% であったが、1993 年度には約 20% にまで低下してきている¹⁶⁷⁾。

石油・ガス以外の歳入は、そのほとんど (1993 年度の場合、約 88%) が「税収（石油・ガス会社税を除く）」であり、その税収の 8 割近くは「所得税」及び「付加価値税・奢侈品販売税」の両税で占められている。税収の内訳については後述する。

表12：国家財政収支（決算額）

(単位:10億ルピア ()内はパーセンテージ)

項目	87/88	88/89	89/90	90/91	91/92	92/93	93/94
歳入(①)	26,961	32,995	38,169	49,451	51,994	58,168	62,652
経常歳入	20,803 (77.16)	23,004 (69.72)	28,740 (75.30)	39,546 (79.97)	41,585 (79.98)	47,452 (81.58)	52,280 (83.45)
石油・ガス歳入 石油・ガス以外の歳入	10,047 10,756	9,527 13,477	11,252 17,488	17,712 21,834	15,039 26,546	15,330 32,122	12,508 39,772
開発歳入	6,158 (22.84)	9,991 (30.28)	9,429 (24.70)	9,905 (20.03)	10,409 (20.02)	10,716 (18.42)	10,372 (16.55)
援助プロジェクト 援助プログラム	5,430 728	7,950 2,041	8,422 1,007	8,508 1,397	8,846 1,563	10,204 512	9,931 441
歳出(②)	26,959	32,990	38,165	49,450	51,992	58,166	64,460
経常歳出	17,482 (64.85)	20,739 (62.86)	24,331 (63.75)	29,998 (60.66)	30,227 (58.14)	34,031 (58.51)	38,799 (60.19)
人物費 地方への補助費 借入金償還費 その他の	4,617 1,329 2,816 8,205 515	4,998 1,492 3,038 10,940 271	6,201 1,702 3,566 11,939 923	7,053 1,830 4,237 13,395 3,483	8,102 2,373 4,834 13,434 1,484	9,466 2,870 5,283 15,217 1,195	11,214 3,042 6,796 17,288 459
開発歳出	9,477 (35.15)	12,251 (37.14)	13,834 (36.25)	19,452 (39.34)	21,765 (41.86)	24,135 (41.49)	25,661 (38.81)
①省庁 ②村への開発援助 ③県・市への開発援助 ④州への開発援助 ⑤銀行による投資 ⑥肥料補助 ⑦小学校建設 ⑧地域開発建設 ⑨公衆衛生 ⑩市場建設・再開発 ⑪森林化 ⑫東チモール ⑬道路建設 ⑭その他の ⑮援助プロジェクト ⑯予備	1,385 102 263 291 57 756 193 223 74 3 16 5 164 515 5,430 -	1,856 112 267 334 125 200 130 344 99 3 16 6 180 629 7,950 -	2,509 112 270 324 141 278 100 478 122 3 16 - 294 765 8,422 -	4,853 181 392 486 323 265 374 657 193 3 33 - 679 505 8,508 2,000	5,971 250 583 573 470 302 522 708 269 2 75 - 972 722 8,846 1,500	7,858 327 825 701 150 175 522 891 320 1 95 - 1,225 708 10,204 -	8,560 390 1,025 783 126 265 655 698 377 4 104 - 1,352 803 9,931 -
財政収支(①-②)	2	5	4	1	2	2	▲ 1,808

出所) インドネシア中央統計局 「Statistical Yearbook of Indonesia 1990」 P438 P440 P441
 「同 Yearbook 1993」 P476 P477 「同 Yearbook 1994」 P442 P444 P445

経常歳入以外の開発歳入（外国からの借款等援助）は「援助プロジェクト」と「援助プログラム」に分かれているが、その大部分〔約96%：1993年度〕は援助プロジェクトとなっている。

歳出は「経常歳出」と「開発歳出」からなっている。

経常歳出は「人件費」「物件費」「地方への補助費」「借入金償還費」「その他」からなっている。経常歳出全体（1993年度）に占める割合は、借入金償還費（約44.6%）、人件費（約28.9%）、地方への補助費（約17.5%）の順になっており、これらで経常歳出の大部分を占めている。

同国経常歳出の特徴の一つに、「借入金償還費」の割合の大きさが挙げられる。1993年末における同国の対外債務残高は832億ドル〔GDPに占める割合：57.2%〕¹⁶⁸⁾となっており、世界でも上位レベルにある¹⁶⁹⁾。同国では近年「開発歳入」を上回るベースで借入金償還が行われており、この傾向は今後も続くものと考えられる。

次に大きな割合を占めるのが人件費であり、近年大きく増加してきている。これは前述した公務員数の増加が主な原因と考えられるが、公務員数の伸び率に比べ人件費の伸び率が高くなっている。これは、公務員の高学歴化の進展や給与の改善等によるものと思われる。地方への補助費（SDO）は、後述する（第3章第3節参照）するように州や県などの経常予算に対して補助されるもので、その大部分は人件費〔州や県などに勤務している公務員、学校職員の給与・年金等〕となっている。地方への補助費も近年大きく増加してきているが、人件費の増加と同様、高学歴化や給与の改善等によるものと思われる。

開発歳出は、長期的な社会資本の形成や経済開発のための予算である¹⁷⁰⁾。開発歳出は「地方への補助金」〔大統領令に基づく補助金（INPRES）：第3章第3節参照〕と「援助プロジェクト」〔中央政府が直接実施する大規模な開発事業〕等からなっている¹⁷¹⁾。地方への補助金は村、県・市、州への「地方補助金」と小学校建設等の「部門別補助金」に分かれている。地方補助金は、中央政府の許可が必要であるが用途が特定されていない補助金である¹⁷²⁾。87年度と93年度の決算対比で見た場合、村と県・市への地方補助金の伸びが約3.8倍であるのに対し、州への地方補助金の伸びは約2.7倍となっている。部門別補助金は特定部門の開発に用いられる補助金であり、

「小学校建設」「公衆衛生」「市場建設・再開発」「森林化」「道路建設」の5つの部門が補助対象と言われている¹⁷³⁾。87年度から93年度までの開発歳出全体の伸びが約2.7倍である中で、市場建設・再開発を除き、道路建設（8.2倍）、森林化（6.5倍）、公衆衛生（5.1倍）、小学校建設（3.6倍）は平均を上回っている。

開発歳出を分野ごとに示したのが表13である。これは前述した「第6次経済開発5か年計画（P10参照）」において示されている分野ごと（20分野）の事業計画に即したものと考えられる。同国の場合、省庁別の予算額等についての統計を得ることができなかった。省庁別の予算額や事業内容等を推定する上で参考になると考えられるので同5か年計画を巻末に示す。

表13：分野ごとの開発歳出（予算額）

(単位:10億ルピア ()内はパーセンテージ)

分野	87/88	88/89	89/90	90/91	91/92	92/93	93/94
農業・灌漑	1,361 (26.92)	1,300 (14.62)	1,994 (15.18)	2,392 (14.74)	2,817 (14.08)	2,955 (12.89)	3,082 (12.21)
工業・鉱業	37 (0.73)	- (-)					
工 業	- (-)	234 (2.63)	342 (2.60)	447 (2.75)	493 (2.46)	520 (2.26)	529 (2.09)
電 力	348 (6.88)	- (-)					
商業・エネルギー	- (-)	1,217 (13.69)	1,615 (12.30)	1,973 (12.16)	2,446 (12.23)	3,013 (15.06)	3,286 (13.02)
交通・観光	753 (14.89)	1,654 (18.60)	2,522 (19.20)	3,042 (18.74)	3,968 (19.84)	4,385 (21.92)	4,667 (18.50)
商業・協同組合	156 (3.08)	147 (1.65)	200 (1.52)	244 (1.50)	288 (1.44)	313 (1.56)	319 (1.26)
労働力・移住	138 (2.73)	226 (2.54)	335 (2.55)	556 (3.42)	745 (3.72)	886 (4.43)	953 (3.77)
地域・地方開発	926 (18.32)	1,032 (11.61)	1,552 (11.82)	1,873 (11.54)	2,409 (12.04)	2,919 (14.59)	3,562 (14.11)
宗 教	17 (0.33)	18 (0.20)	27 (0.20)	35 (0.21)	52 (0.26)	67 (0.33)	80 (0.31)
教育・文化・青年・全能神信仰	463 (9.16)	1,076 (12.10)	1,683 (12.81)	2,065 (12.72)	2,503 (12.51)	3,002 (15.01)	3,565 (14.13)
保健・家族計画・社会福祉	188 (3.71)	289 (3.25)	434 (3.30)	592 (3.64)	782 (3.91)	955 (4.77)	1,087 (4.30)
住宅・再定住	159 (3.14)	438 (4.92)	620 (4.72)	729 (4.49)	833 (4.16)	959 (4.79)	971 (3.84)
法 務	20 (0.39)	21 (0.23)	29 (0.22)	41 (0.25)	55 (0.27)	74 (0.37)	84 (0.33)
国防・治安	169 (3.34)	555 (6.24)	813 (6.19)	982 (6.05)	1,085 (5.42)	1,120 (5.60)	1,147 (4.54)
情 報・報 道	15 (0.29)	31 (0.34)	46 (0.35)	65 (0.40)	73 (0.36)	80 (0.40)	82 (0.32)
科学・技術・研究&統計開発	76 (1.50)	194 (2.18)	279 (2.14)	406 (2.50)	502 (2.51)	567 (2.83)	661 (2.62)
公務員・軍隊	113 (2.23)	- (-)					
政府機関・監査	- (-)	72 (0.81)	99 (0.75)	143 (0.88)	236 (1.18)	324 (1.62)	349 (1.38)
銀行による投資	51 (1.00)	- (-)					
企業活動推進	- (-)	208 (2.34)	291 (2.21)	339 (2.08)	377 (1.88)	390 (1.95)	394 (1.56)
天然資源・環境	64 (1.26)	176 (1.98)	249 (1.97)	301 (1.85)	334 (1.67)	383 (1.91)	409 (1.62)
計	5,054	8,888	13,130	16,225	19,998	22,912	25,227

出) インドネシア中央統計局 「Statistical Yearbook of Indonesia 1990」 P442 「同 Yearbook 1991」 P432 「同 Yearbook 1994」 P446

注1) パーセンテージは端数処理の關係で合計が100にならない場合がある。 注2) 87/88のみ予算計上方法(プロジェクト援助を除く)が異なる。

(4) 税制度

表 14 に示すように、国家歳入全体に占める税収の割合は年々増加してきている。

1993 年度における税収の大部分（約 79%）は「所得税（税収の約 44%）」、「付加価値税・奢侈品販売税（約 35%）」からなっており、所得税収が着実に伸びてきていることが特徴である。

各税の概要は次のとおりである。なお、次に示す税のうち土地・建物税は、後述する「地方交付税（第 3 章第 3 節参照）」の財源の一つであるが、税収全体に占める同税の割合（約 4 %）は大きなものではない。

① 所得税（法人・個人）

法人・個人とも年間の課税対象所得に対して、所定の税率〔15%：1,000 万ルピア以下、25%：1,001 万ルピア以上 5,000 万ルピア未満、35%：5,000 万ルピア以上〕が適用されている¹⁷⁴⁾。

同国の居住者ではない（恒久的施設を有しないもの）が、年間 183 日以上滞在するものについては、年間収入の 20% が課税されることになっている¹⁷⁵⁾。

② 付加価値税・奢侈品販売税

付加価値税は、同国の関税対象地域内における課税対象企業（製造業者、輸入業者、大規模な小売業者等）が、課税対象物資（有形の製造物）、課税対象サービスの引渡し、若しくは課税対象物資を輸入した時等に課せられる税で、税率は 10% となっている¹⁷⁶⁾。奢侈品販売税は、企業が奢侈品を製造または輸入した時に課せられる税で、税率は 10~30% となっている¹⁷⁷⁾。

③ 関税

課税対象品目は 4 つのグループに分かれ、所定の税率〔高度必需品（小麦粉など）は 0~10%、必需品（工業用原料など）は 10~40%、低度必需品（国産品が存在する物品）は 50~70%、贅沢品（化粧品など）は 200%まで〕が課せられている¹⁷⁸⁾。なお、近年規制緩和の一環として、関税の引き下げが進んできているようである¹⁷⁹⁾。

④ 物品税〔最近の資料が入手できず、古い資料に基づかざるを得なかった。〕

タバコや酒類等に課せられる税で、税率は 0~70%（1982 年当時の税率）となっているようである¹⁸⁰⁾。

⑤ 輸出税

75 品目について課税されており、税率は 4 段階〔5%、10%、20%、30%〕に分かれている¹⁸¹⁾。

⑥ 土地・建物税

土地・建物の課税価格の 20% に対して、0.5% の税率を乗じた額が課税されている¹⁸²⁾。

表14：税収内訳（決算額）

(単位:10億ルピア ()内はパーセンテージ)

分野	87/88	88/89	89/90	90/91	91/92	92/93	93/94
政府歳入総額	26,961	32,995	38,169	49,451	51,994	58,168	62,652
税 収 総 額	8,779	11,908	15,426	19,719	24,059	29,129	34,836
歳入総額に占める割合	32.56%	36.09%	40.41%	39.87%	46.27%	50.07%	55.60%
所 得 税	2,663 (30.33)	3,949 (33.17)	5,488 (35.58)	6,755 (34.26)	9,580 (39.82)	11,913 (40.90)	15,273 (43.84)
付加価値税・奢侈品販売税	3,390 (38.62)	4,505 (37.83)	5,837 (37.84)	7,463 (37.85)	8,926 (37.10)	10,714 (36.78)	12,282 (35.26)
関 税	938 (10.68)	1,192 (10.01)	1,587 (10.29)	2,486 (12.61)	2,133 (8.86)	2,652 (9.10)	2,888 (8.29)
物 品 税	1,106 (12.60)	1,390 (11.67)	1,477 (9.57)	1,917 (9.72)	2,223 (9.24)	2,381 (8.17)	2,560 (7.35)
輸 出 税	184 (2.10)	156 (1.31)	172 (1.12)	44 (0.22)	19 (0.08)	8 (0.03)	14 (0.04)
土地・建物税	275 (3.13)	424 (3.56)	590 (3.82)	811 (4.11)	875 (3.64)	1,101 (3.78)	1,534 (4.40)
他 の 税	223 (2.54)	292 (2.45)	275 (1.78)	243 (1.23)	303 (1.26)	360 (1.24)	285 (0.82)

出所)インドネシア中央情報局 「Statistical Yearbook 1991」 P428 「同 1994」 P442

注) ()内のパーセンテージは、各々「税収全体(計)」に占める割合。

第3節 強大な内務省

(1) 内務省の役割¹⁸³⁾

内務省資料によると、内務大臣は次のような責務を負っているとされている。

- ・国内における円滑な行政を促進するための省令の制定に関するこ
- ・国内の社会、政治的な安定性の創造と維持に関するこ
- ・州知事及び州知事配下の地方の政府職員の支援に関するこ
- ・地方における開発プロジェクトの調整、国及び地方開発プログラムの支援等に関するこ
- ・5年毎に行われる総選挙の運営、管理に関するこ

また、大統領令は内務省の主な役割について、次のように定めている。

- ・政府の一般行政に関するこ
- ・地方の自主性（自治）に関するこ
- ・地方開発に関するこ
- ・村落共同集団の開発に関するこ

特に、同省は中央政府と地方の政府（州、県等）を結ぶ主要窓口としての機能を果たしており、州知事〔ジャカルタ特別特定州知事を除く¹⁸⁴⁾〕は、地方の行政、社会・政治、地方開発に関して、内務大臣を通じて大統領に対する責務を負っている。

内務省の役割は同國のあらゆる分野に及んでいるようである。古い資料であるが、内務省の役割を端的に表しているとされる内務大臣発言〔アミル・マフムド大臣 1971年の全国知事会〕¹⁸⁵⁾がある。

《アミル・マフムド大臣発言》

- ・内務省の任務は経済、社会・文化、政治、国防・治安のすべての側面を含むものであり、その役割は広い
- ・「経済建設面」では、村落の開発・西イリアンの開発・農業経済の工業経済への移行・地方振興、「社会・文化建設面」では、家族計画・移民・厚生・教育・労働・社会正義・宗教のような互いに関連をもつ分野について内務省も関与する

(2) 内務省の組織

同省の組織は、大統領令で示されている省庁組織の標準的パターン（P 30 参照）に従い構成されている。

同省の組織は大別すると、図 10 に示すとおり大臣を筆頭に、「大臣官房」「監察局」「一般行政・地方自治局」「社会・政治局」「地域開発局」「農村部社会開発局」「研究・開発所」「教育・研修所」「専門スタッフ」からなっている¹⁸⁶⁾。

その他、地方事務所等が配置されているようである。図10に示した組織の業務概要是次のとおりである。

①大臣官房 [SEKRETARIAT JENDERAL]¹⁸⁷⁾

- ・内務省行政全般に関する政策立案、総合調整
- ・内務省管轄下の全組織の管理、事業プログラムの監督、評価
- ・省令の制定、改定
- ・省内及び地方の政府、内務省地方出先機関から大臣への定期報告の窓口
- ・内務省予算案の作成と出納事務、内務省及び内務省管轄下（地方の政府）の公務員の管理・監督、給与等の支払い
- ・省内の人事管理（記録の保持を含む）、省内の各局等の秘書室によって行われる秘書室業務、人事管理、財政監理に対する技術指導と調整
- ・外国からの国際協力・援助の窓口、広報、省内の秩序保持
- ・その他（車両、電話等の管理）

②監察局 [INSPEKTORAT JENDERAL]

- ・国内全域における内務省活動の監督、その評価報告
- ・内務省活動の調査（現行規則との適合、遅延、濫用等の調査）
- ・地方の政府の管理（政策実施や規則制定を含む）に関する検査

③一般行政・地方自治局

[DIREKTORAT JENDERAL PEMERINTAHAN UMUM DAN OTONOMI DAERAH]

- ・中央政府権限の地方（州、県、政令市、村）への権限委譲の促進
- ・地方行政区（行政町・郡・村）の設立に関する調整
- ・地方の政府と村行政能力の向上
- ・地方財政に対する指導（州予算案の裁可、地方の政府財産や企業の監督に対する指導を含む）
- ・地方の自主性（自治）の促進

④社会・政治局 [DIREKTORAT JENDERAL SOSIAL POLITIK]

- ・国内の社会、政治全般の安定確保、維持
- ・国家イデオロギー（パンチャシラ）の普及
- ・国家統合の強化（外国籍の人々の帰化対策など）
- ・市民防衛隊〔HANSIP：有事の際、国民動員の計画に関し国防・治安省と協力〕の管理、運営
- ・総選挙における国民の自由、秘密投票保護のための適切な社会情勢の確保

⑤地域開発局〔DIREKTORAT JENDERAL PEMBANGUNAN DAERAH〕

- ・地方レベルの開発の促進
- ・計画策定段階における多様な地方の政府の活動分野の統合、調整
- ・国家、地方、都市レベルの開発計画の相互調整

⑥農村部社会開発局〔DIREKTORAT JENDERAL PEMBANGUNAN DESA〕

- ・草の根レベル行政（特に農村）の促進
- ・地域共同社会に関する伝統（相互扶助）の奨励
- ・村の活動に対する財政支援計画の策定と財政支援

⑦研究・開発所〔BADAN PENELITIAN DAN PENGEMBANGAN〕

- ・地方の政府に関する内務省行政の研究・開発の推進
- ・内務省各部門の国、地方レベルにおける行政推進に関する研究、開発に対する技術面、機能面での管理、調整
- ・配下の2つのセンターにおける、内務省機能の持続的発展に関する研究、内務省が直面している行政的、技術的問題を克服する手段や方法の確立

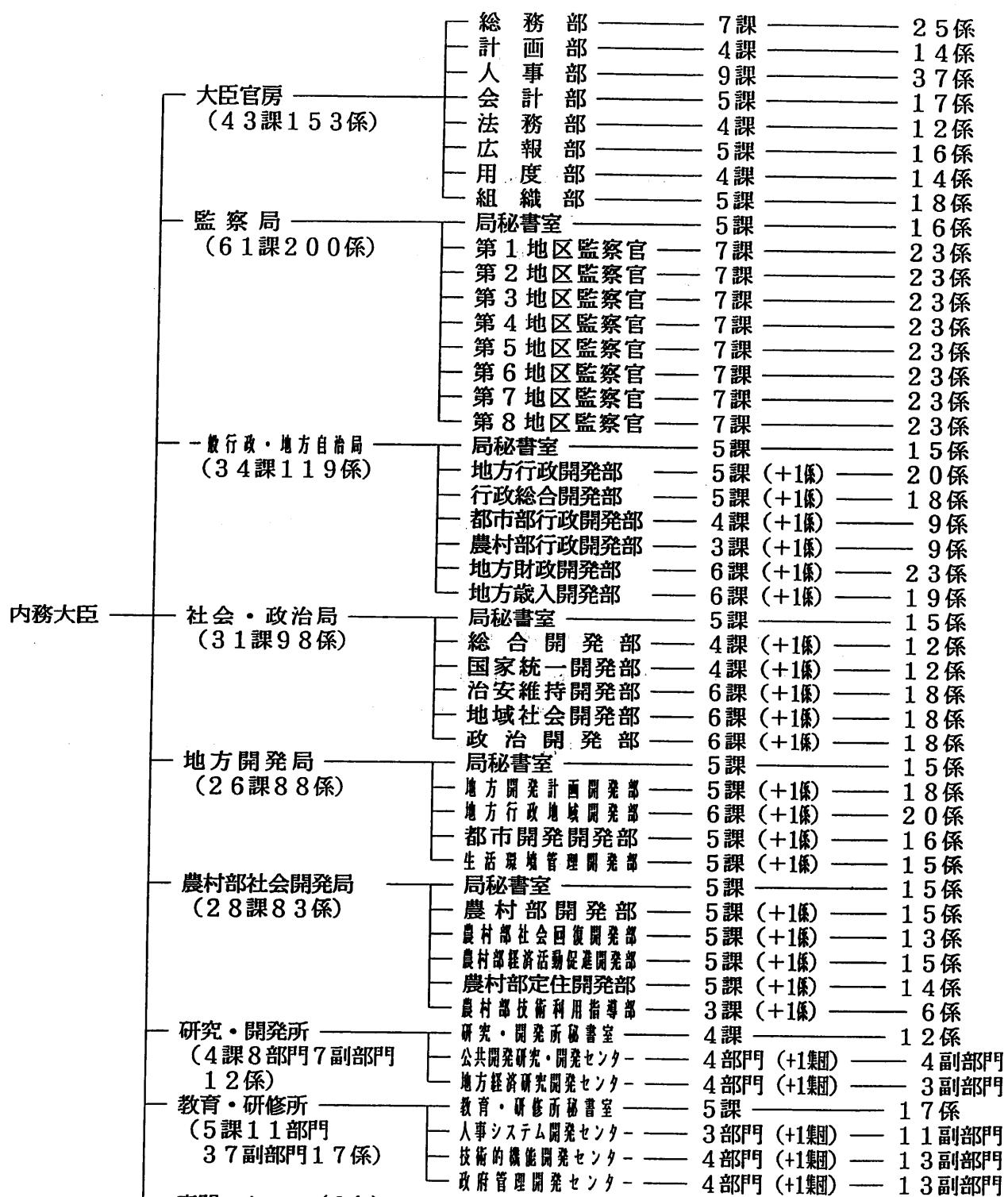
⑧教育・研修所〔BADAN PENDIDIKAN DAN LATIHAN〕

- ・内務省が実施する全ての研修に関する指導
- ・大臣政策や現存規則に適合する政策の立案や組織計画の策定
- ・配下の3つのセンターにおける職員の研修、地方レベルの研修機関の組織や施設、研修プログラム開発等の管理

⑨専門スタッフ〔STAF AHLI MENTERI〕

- ・内務大臣の命令に基づく専門分野〔政府分野、国内機関関係分野、地方経済分野、中央・地方財政均衡分野、国民福祉分野、開発分野〕の手続きや研究
- ・内務大臣の要請に基づき、大統領が任命・解任〔最大6名：専門スタッフに係る庶務業務等については大臣官房が担当している。〕

図10：内務省組織図



断) インドネシア内務省「ORGANISASI DAN TATA KERJA DEPARTEMEN DALAM NEGERI」BADAN PENERBIT ALDA 「BOOK OF ADDRESSES OF THE STATE FUNCTIONARIES OF THE REPUBLIC OF INDONESIA 1995」P141~P152
MITRA INFO JAKARTA 「DIRECTORY OF THE R. I. GOVERNMENT 1996」P185~P200 アジア情報研究所「ASEAN諸国の
官僚制」P17~P22 に基づき作成。

注) 機関の名称等については、日本の省庁組織の名称等にできるだけ近くなるように翻訳してある。

(3) 内務省の職制¹⁸⁸⁾

図 10 に示した主要組織の長の名称は次のとおりである。

- ・大臣官房 : 官房長 [Sekretaris Jenderal]
- ・監察局 : 監察局長 [Inspektur Jenderal]
- ・各局 : 局長 [Direktur Jenderal]
- ・研究・開発所 : 所長 [Kepala Badan]
- ・教育・研修所 : 所長 [Kepala Badan]

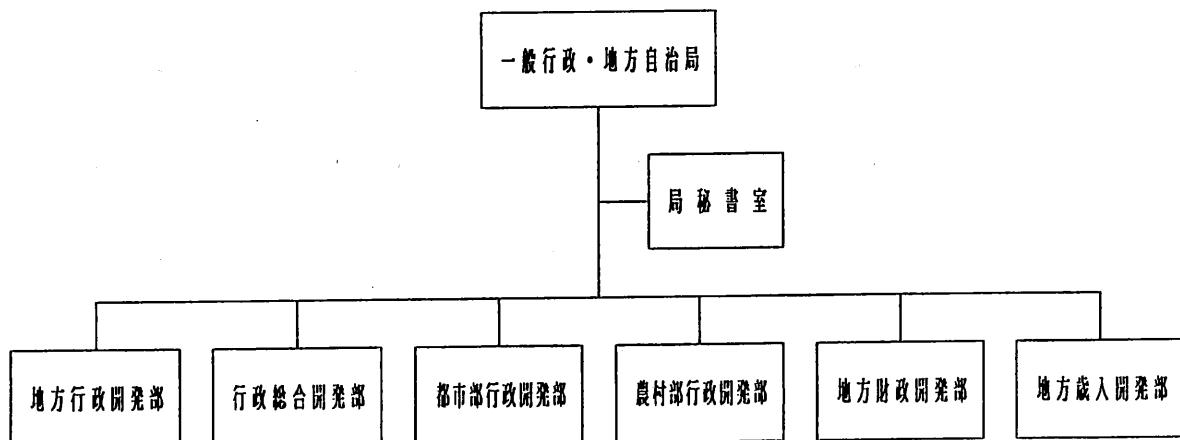
上記の主要組織の長の配下の局秘書室・部・課・係等の名称及び局秘書室・部・課・係等の長の名称は、既存資料及びインドネシア内務省関係者からの聞き取りによると次のようになる。なお、課長以下の職名についてはインドネシア語での表現が不明のため、英語表示とした。

- ・局秘書室[Sekretaris Ditjen]
: 局秘書室長 (Secretary of Directorate General)
 - ・監察官[Inspektur] : 監察官 (Inspector)
 - ・部[Biro/大臣官房、Direktorat/各局] : 部長 (Head/大臣官房、Director/各局)
 - ・課[Bagian/大臣官房、Irban-Bidang/監察総局、Sub-Direktorat/各局] : 課長 (Head)
 - ・係[Sub-Bagian/大臣官房、Pemeriksa/監察総局、Seksi/各局] : 係長 (Chief)
- 研究・開発所や教育・研修所に設置されているセンター [Pusat] の長はセンター長 (Head) である。

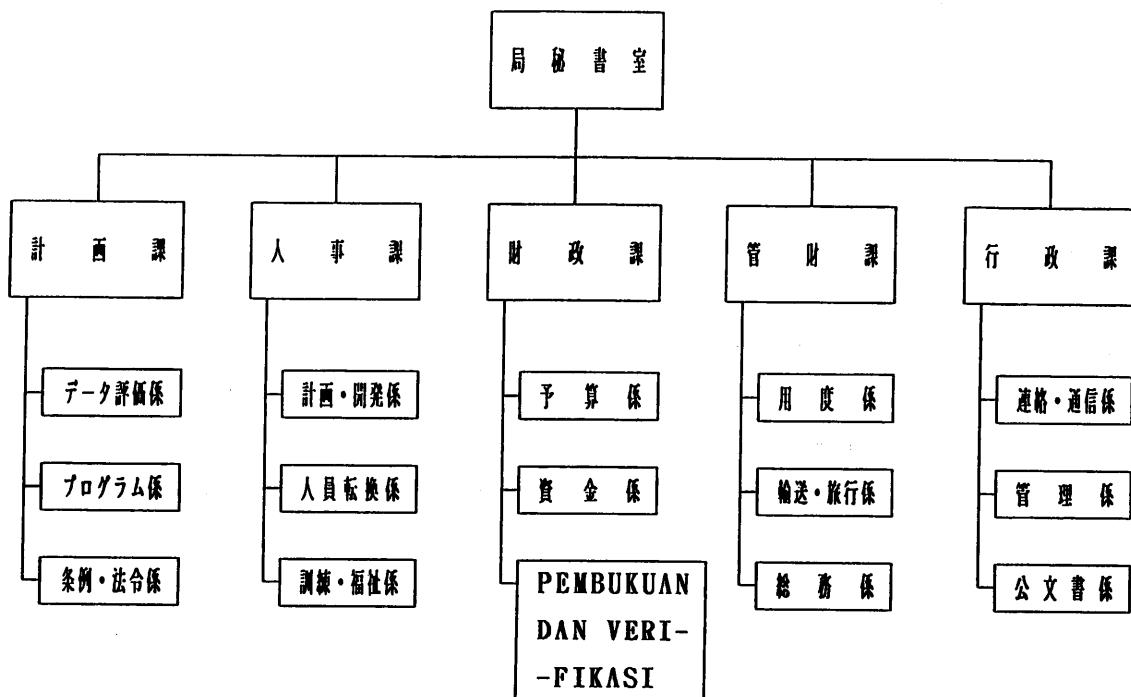
なお、一般行政・地方自治局を例に「局組織図」「局秘書室組織図」「地方行政開発部組織図」を図 11 として示す。

図 11 : 一般行政・地方自治局の組織図

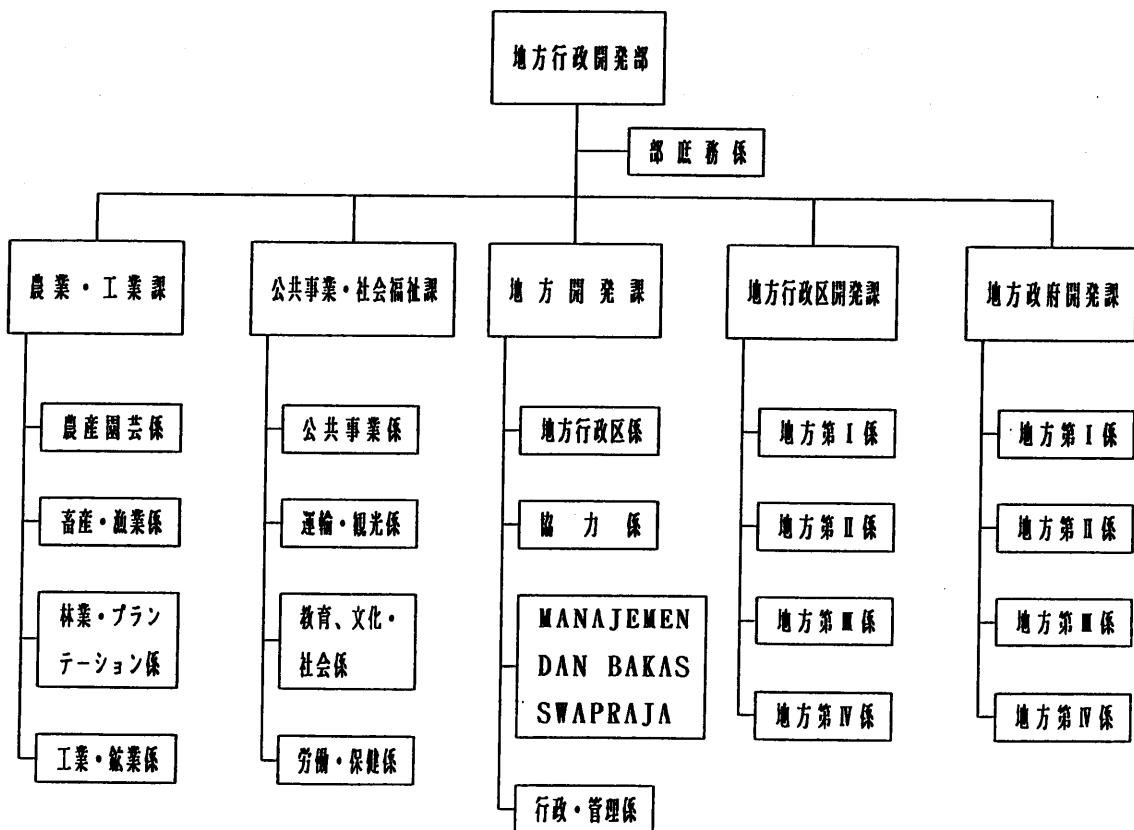
①局の組織図



②局秘書室組織図



③地方行政開発部組織図



出所) インドネシア内務省 「ORGANISASI TATA KERJA DEPARTMEN DALAM NEGERI I」 P321～P323

注) 組織名についてはインドネシア語を翻訳したが、適切な訳語がわからないものについては原文表記した。

(4) 内務省の人員と予算

①内務省の人員

同国の中地方政府省庁のうち、陸・海・空の3軍及び警察を総括する国防・治安省、地方の政府を総括する内務省は規模の大きい省庁と言われているようであるが¹⁸⁹⁾、省庁等別の人員数は公表されていないようである。

しかしながら、図9（P 34 参照）に示した公務員総数約400万人のうち、「地方政府雇用職員（約49万人）」は前述したように法律上の身分は「内務省雇用」となっており、同省及び同省の地方出先機関に勤務する公務員と合わせると、内務省の人員数は非常に大きな規模になるものと考えられる。

また、「地方派遣中央政府職員」及び「地方雇用中央政府職員」は、州知事や県知事等の実質的な配下にあるものと考えられ、前述したように、州や県などに対する内務省の関係から見て、これらの公務員〔約176万人、公務員全体の約44%〕も直接的、間接的に内務省の影響を強く受けているものと考えられる。

なお、表10-(2)（P 36 参照）で示した「中央政府地方出先機関」に勤務する内務省公務員は、他省庁に比べ高い等級（IV等級）の公務員の占める割合こそ多いが、その数は465人と少ない。これは同省の場合、州、県・政令市、郡、村などいわゆる「地方における行政政府」を直接所管しており、他省庁とは違って地方出先機関を数多く配置する必要が少ないものと思われる。

②内務省の予算

省庁等別の予算についても詳細が公表されていないようであり、同省の予算規模については国家財政収支〔表12、P 38 参照〕を中心に推測せざるを得ない。

表12の歳出（64兆4600億ルピア）のうち、経常歳出である「地方への補助費」（6兆7,960億ルピア）が全体の約11%を占めている。また、開発歳出である「村、県・市、州への開発援助」（2兆1980億ルピア）が総歳出の約3%を占めている。

これら以外にも、経常歳出の中で大きなウエイトを占める「人件費」に内務省が関係する割合は、決して小さなものではないと考えられる。また、開発歳出に関しても、前述したように同省の所管範囲が社会全体の多岐にわたっていることを考え合わせると、上記以外にも同省が所管している予算が少なからずあるように思われる。さらに、「地方における行政政府」の予算も同省の強い影響力下にあることは見逃せない点であると考えられる。